

国民年金+ 農業者年金で 老後の生活を

農業者の老後の安定した生活のために農業者年金制度があります。農業委員は、地域の担い手となる農業者へ農業者年金の広報活動をしています。

【問】農業委員会事務局(三和庁舎)
☎76-1511

農業従事者の年金は主に国民年金です。この国民年金は、20歳から60歳まで40年間積み立てて65歳から年額78万100円が支給されます。月額約6万5,000円ですが、これでは、65歳からの老後は安心と言えないのではないのでしょうか。

農業者年金は、国民年金(基礎年金)に上乗せた公的な年金制度です。

農業者年金

国民年金(基礎年金)
第1号被保険者

○農業者年金加入要件

- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事
- ・60歳未満の人



◀農業委員の説明に興味を持ち、熱心に質問する若手農業者



▲次代を担う若い農業者の家に訪問し、農業者年金の案内をしています

○保険料

- ・自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額2万円から6万7,000円の間で保険料を決めることができます
- ・保険料はいつでも見直すことができます

○80歳までの保証がついた終身年金

年金は、生涯支給されますが、仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずだった農業者年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

○税制面で大きな優遇

- ・支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が減額になります
- ・将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の人であれば公的年金等の合計額が120万円まで非課税となります

農業者年金の詳しい内容や相談は
農業委員に問い合わせください